

令和3年度 赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン
いのちをつなぐ支援活動を応援！～支える人を支えよう～
フードパントリー活動の手引

1 助成金の交付について

決定した助成金は、申請時にご提出いただいた貴団体名義の口座に振り込みます。

2 助成対象活動の明示について

共同募金の助成金で活動を行っていることを県民の皆様を知っていただくため、次のことを必ず実施してください。

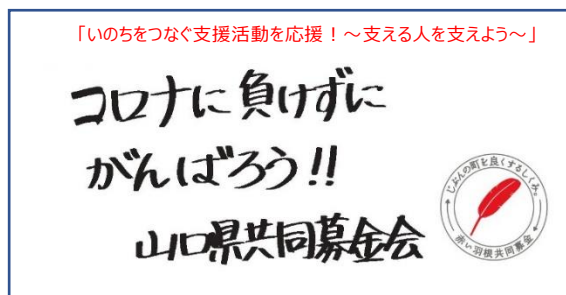
(1) 赤い羽根の「メッセージシール」を送付しますので、用途に合わせて必ず使用してください。

例) 配付する食材に添える又は配布する袋に貼付するなど。

(2) 活動する際に、貴団体へお送りする「赤い羽根のぼり旗」を必ず掲げてください。(ポール及び台が必要な場合は本会までご連絡ください)。

※前回助成を受けられた団体については、新規の送付はしませんので既存のものをご使用ください。

(3) 貴団体がチラシ、パンフレット等を作成される場合は、下記のメッセージを表示してください。



※データは本会ホームページからダウンロードしてください。

(4) 助成金による活動の風景(「赤い羽根のぼり」が映り込んだもの)を必ず写真撮影してください。

3 活動精算報告について

活動が完了(8月31日まで)した時は、速やかに次の書類を本会に提出(令和3年9月30日まで)して精算を行ってください((1)～(4)はメールでの提出も可能です)。

(1) 助成金精算報告書(様式1)

(2) 助成活動に係る領収書(写)※

(3) 活動実績表(特に様式は問いませんが、「実施日・配布対象者・実施方法・配布人数等」を記したもの。無い場合は様式2を活用ください)。

(4) 活動写真(精算報告を郵送で提出される場合は、メール等によりファイルデータを別途送付ください)。

※お送りいただく写真は本会ホームページなどに掲載しますので、個人情報保護等にご配慮ください。

- ※ ① この助成金に充てられる経費は、全て、証憑（領収書・レシート等）が必要となります。団体宛の証憑（領収書・レシート等）のコピーを、A4用紙に張り付ける等したものをコピーし、精算報告書の各支出費目と合致するよう整理して（台紙は複数枚でも可。）提出してください。
- ② 証憑は活動終了後1年間、団体で必ず保管してください。精算報告確認時に団体へ照会させていただく場合があります。
- ③ 助成の対象となる証憑は、本キャンペーンの助成活動対象期間（助成決定の日から令和3年8月31日まで）の範囲内に発行されたものが対象です。
※ただし、決定後直ぐに実施する活動のための準備に係るものは決定日以前の領収も対象とします。
- ④ ボランティアに交通費を支払った場合は、ボランティア氏名、ルート、参加回数、支払金額がわかる一覧を作成し、ボランティアの受領印又はサインをもらい、活動精算報告書と共に提出してください。

4 活動内容に変更がある場合

申請時に計画されていた活動が新型コロナウイルスの影響等により実施できない又は縮小した場合は、状況に応じて、助成金の一部又は全額を返金いただくことがありますので、予め本会へご相談ください。

5 助成決定の取消し等

精算報告書の内容で活動実態が確認できない場合は、助成決定の取消し又は減額を行い、助成金の一部又は全額を返金いただく場合があります。

6 その他

本会へ提出いただく書類様式等は、本会ホームページからダウンロードできますので、ご活用下さい。

URL: <https://www.akaihane.net/> 「助成を受けたい」からダウンロードしてください。

7 お問い合わせ先

山口県共同募金会

〒753-0072 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館2F

TEL (083) 922-2803

FAX (083) 922-2809

e-mail yamaguchi@akaihane.net